

密機械工，研磨工，微量分析工の如きは，研究上不可欠であり，その養成に長年月を要し，しかも余人をもつてかえ難いものである。しかるにこれ等特殊技術者は，その待遇が悪いためその職を棄てることが多く，わが国科学研究の一つの隘路をなしている。

政府において，この点に留意し，特殊技術者の待遇改善につとめ，特に職階制を実施するに当つては，十分注意するよう希望する。

1-44

総発第24号 昭和25年1月23日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山 直人

湯川博士のノーベル賞受賞記念事業について(申入)

日本学術会議は，1月21日開催の第5回総会において，右の件について左記のことを決議いたしましたから，これが実現について，よろしくお取り計らい下さるよう，希望いたします。

記

湯川秀樹会員のノーベル賞受賞を記念して，理論物理学の研究を一層盛んにならしめるため，国家的事業の実施を希望する。

右決議する。

1-45

総発第34号 昭和25年1月28日

内閣総理大臣

通商産業大臣

経済安定本部総務長官

宛(各通)

日本学術会議会長 亀山 直人

学術研究に供せらる電力について(申入)

客年12月13日電気需給調整規則が改正せられた結果，学術の研究に供せらる，電力の料金は，著しく高額となり，研究上支障をきたすので，研究機関については，少くとも同規則中第1種需要の中に指定されるようお取計らい願いたい。

(写 文部大臣)

1-46

総発第25号 昭和25年2月1日

各官公私立大学長

各都道府県教育庁教育長

” 教育委員会委員長

山形 東京 愛知 岐阜 三重 京都 奈良 大阪 } あて
和歌山 兵庫 広島 愛媛 高知 島根 山口

福岡 熊本 鹿児島 各都道府県知事
横浜 岐阜 名古屋 京都 大阪 各市長

日本学術会議会長 亀山直人

大学等学術研究機関の人事及び大学の教授会の権限に関する声明について。(申入)

本会議は右のことについて、去る昭和24年10月6日 第4回総会において、学問思想の自由尊重の見地から、左記の声明を発しました。このことについては、何人も異論のないことと存じますが、特に、この衝に当られる各位におかれては、本会議の声明の趣旨に、一層の御理解を得たく存じます。

なお、このことは、客年10月12日付で、内閣総理大臣、文部大臣、及び人事院総裁に対し勧告致しております。

記

声 明

昭和24年10月6日

日本学術会議

大学等学術研究機関の人事については、学問、思想の自由を尊重することを旨とすべきであつて、単に政党所属等を事実上の理由として、処置すべきではない。

また、特に大学においては、学問、思想の研究に関連する教授会の権限が尊重せらるべきであつて、これが、外部よりする政治的理由によつて左右されてはならない。

右声明する。

1-47

総発第132号の1 昭和25年3月31日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

国立の研究機関において研究に従事する国家公務員に対する
特別な法的措置について(勧告)

本会議は、国立の研究機関において研究に従事する国家公務員(以下、研究公務員という。)の特殊性について重大な関心をもち、昨年4月本会議第3回総会において、このことについて審議するために特に第19委員会を設けました。

第19委員会は、研究公務員特例法が制定されることが妥当であると認め、昨年10月本会議第4回総会に、その要綱案を提出して総会の承認を得、その後その線に沿つて更に審議を続けて来ました。今般同委員会は、左記の結論に到達し、本会議運営審議会もこれと同意見であります。

本会議は、政府が慎重に考慮されて、研究公務員に関し、特別な法的措置を講ぜられるよう勧告します。

なお別紙説明書を添付します。

記

さきに国家公務員法が制定されたが、政府は今また国家公務員の職階制に関する法律案を国会へ提出し、これらの規定を広範囲の国家公務員に適用しようとしているが、わが国の科学技術の振興に直